

“私の健幸”測定事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市内事業所及び民間団体等による健康づくり活動を一層活性化させることにより市民の健康寿命の更なる延伸を図るため、健康経営事業を行う中小企業者及び民間団体等に対し、予算の範囲内において体組成測定や運動指導のための健康運動指導士を派遣する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、藤枝市とする。

（事業内容）

第3条 藤枝市は、事業の実施により、健康づくりに関する次の指導・助言等を行う。

- (1) 中小企業者の従業員又は民間団体等の構成員の体組成測定及びその解説
- (2) 中小企業者の従業員又は民間団体等の構成員に対する運動指導・助言
- (3) その他、中小企業者又は民間団体等の健康づくりとしての運動を推進するために必要な支援

（事業の対象）

第4条 事業の対象は、健康経営事業を行う市税の滞納がない中小企業者及び民間団体等とする。

（事業の申請）

第5条 事業を利用しようとする中小企業者又は民間団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、初年度においては、“私の健幸”測定事業実施申請書（様式1－1）又は別に指定する様式を、2年目においては、“私の健幸”測定事業実施申請書（様式1－2）を藤枝市に提出することとする。

（事業の決定）

第6条 藤枝市は、前条の申請があった場合には、速やかに当該申請の内容を確認することとし、事業の実施を決定した時は、“私の健幸”測定事業実施決定通知書（様式2）又はこれに準ずる様式を申請者に通知するとともに、“私の健幸”測定事業実施依頼書（様式3）により、派遣元に健康運動指導士の派遣を依頼する。

2 藤枝市は、事業を実施しない旨の決定をした時は、その理由を申請者に通知する。

（事業の回数）

第7条 事業の実施は、同一中小企業者又は同一民間団体等に対し、3回を限度とする。
ただし、藤枝市が特に必要と認める時は、この限りでない。

(費用の負担)

第8条 事業実施に要する健康運動指導士の派遣費用は、藤枝市が負担するものとし、その費用は、藤枝市が派遣元に直接支払うものとする。

(派遣の取消)

第9条 藤枝市は、事業実施を決定した中小企業者又は民間団体等が、この要領による事業の目的に反したとき、又は事業の目的を達成することができないと認めた時は、事業実施の決定を取り消すことができる。

2 藤枝市は、前項の規定による事業実施の取消を決定した時は、その旨を事業実施の決定を受けた中小企業者又は民間団体等に通知する。

(守秘義務)

第10条 事業に派遣された健康運動指導士及びその派遣元は、事業の実施によって知り得た中小企業者又は民間団体等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(報告書の提出)

第11条 事業を実施した中小企業者又は民間団体等は、事業終了後、“私の健幸”測定事業実施報告書(様式4)又は別に指定する様式を藤枝市に提出することとする。

(藤枝市の窓口)

第12条 藤枝市の担当窓口は、藤枝市保健センター内の健康経営担当課とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。